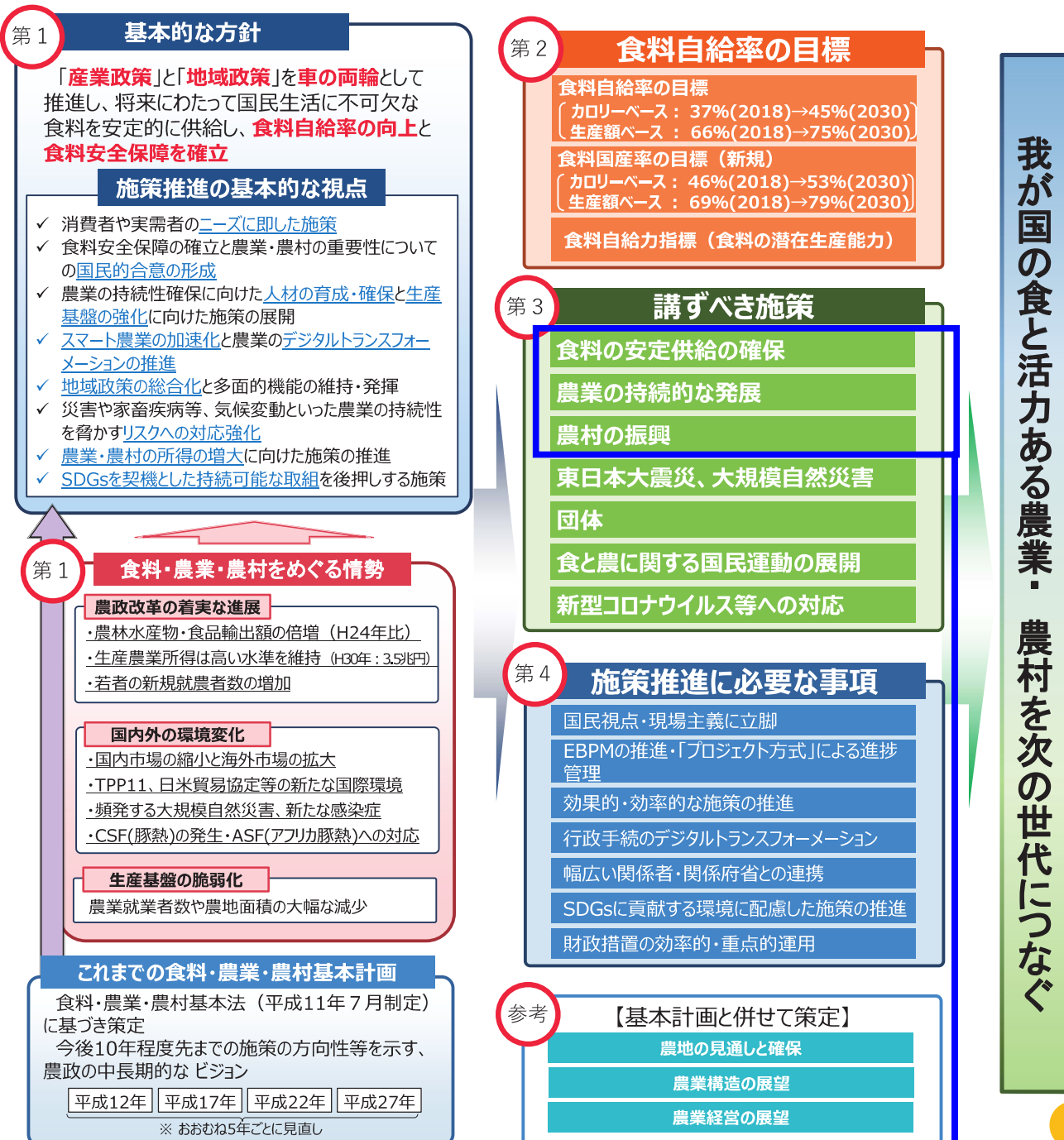


参考

基本計画とは

- 食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき策定する、10年程度先までの施策の方向性を示す、農政の中長期的なビジョンとなるものです。
- 基本計画は、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策展開のプログラムであり、食料・農業・農村を取り巻く様々な情勢の変化に対応できるよう、おおむね5年ごとに変更することとされています。

新たな基本計画の構成



新たな基本計画のポイント

○ 農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進

生産農業所得 2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)

若者の新規就農

18,800人/年(2009～2013平均) → 21,400人/年(2014～2018平均)

○ 中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ

○ 農林水産物・食品の輸出を2030年までに5兆円とする目標を設定

農林水産物・食品輸出額 6,117億円(2014) → 9,121億円(2019)

○ 関係府省等と連携し、農村振興施策を総動員した「地域政策の総合化」

○ 食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成

農林水産省 食料・農業・農村基本計画（新計画と前回との比較）

前回（2015年3月～）

新計画（2020年3月）

1 食料の安定供給の確保

- 3 6次産業化、輸出、食品産業の海外展開等を促進
- 2 食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
- 1 食品の安全確保、消費者の信頼の確保
- 4 総合的な食料安全保障の確立

- ① 新たな価値の創出による需要の開拓（拡充）
（6次産業化の発展、食品流通の合理化等）
- ② グローバルマーケットの戦略的開拓（拡充）
（輸出促進、知的財産の保護・活用等）
- ③ 消費者と食・農とのつながりの深化（拡充）
（ECやSNSの活用等）
- ④ 食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- ⑤ 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立
- ⑥ TPP等新たな国際環境や、今後の国際交渉への戦略的な対応

2 農業の持続的な発展

- 1 担い手の育成・確保
- 3 女性農業者が能力発揮できる環境の整備
- 4 担い手への農地集積・集約化と農地確保
- 2 経営所得安定対策の着実な推進
- 5 農業生産基盤整備
- 6 飼料用米等の戦略作物の生産拡大、農業の生産・流通現場の技術革新等
- 7 気候変動への対応等の推進

- ① 担い手の育成・確保
- ② 多様な人材や主体の活躍（拡充）
（中小・家族経営、農業支援サービス等）
- ③ 農地集積・集約化と農地確保（拡充）
（人・農地プラン実質化、農地中間管理機構のフル稼働等）
- ④ 農業経営の安定化
- ⑤ 農業の成長産業化と国土強靱化に向けた基盤整備（拡充）
（自動走行やICT水管理を可能にする基盤整備、水利施設の保全管理、防災・減災対策等）
- ⑥ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
- ⑦ 農業生産・流通現場のイノベーションの促進（拡充）
（スマート農業の加速化、デジタル技術の活用等）
- ⑧ 環境政策の推進

3 農村の振興

- 1 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度の推進や、鳥獣被害への対応強化
- 2 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「集約とネットワーク化」など地方創生に向けた取組の強化
- 3 都市農村交流、多様な人材の都市から農村への移住・定住等の促進

- ① 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保（拡充）
（複合経営、地域資源の高付加価値化、地域経済循環等）
- ② 中山間地域をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
- ③ 農村を支える新たな動きや活力の創出（拡充）
（地域運営組織、関係人口、半農半X等のライフスタイル等）
- ④ 上記施策を進めるための関係府省で連携した仕組みづくり